

鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律
鳥獸保護及狩獵三関スル法律（大正七年法律第三十二号）の全部を改正する。

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 基本指針等（第三条・第七条の四）
第三章 鳥獣保護管理事業の実施
第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制（第八条・第十八条）

第一節の二 烏獸捕獲等事業の認定（第十八 条の二—第十八条の十）

第三節 鳥獸保護區（第二十八條—第三十三條）

第四節 休獵区（第三十四条）

第二節 狩猟免許（第三十九条—第五十四条）

第三節 狩獵者登録（第五十五條—第六十七條）

罰則（第七十五条—第八十二条）
第六章 罰則（第八十三条—第八十九条）

第一章 総則
第一条 (目的) この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するとともに、捕具の使用による

し）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる國民生活の確保及び地域社会の健

第二条　この法律において「鳥獸」とは、鳥類全般の發展に資することを目的とする。
(定義等)

2 又は哺乳類に属する野生动物をいう。

生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

二 次基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護管理事業計画の計画期間を定めるに当つて遵守すべき基準その他該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

三 少少鳥獣の保護に関する事項

四 指定管理鳥獣の管理に関する事項

五 その他鳥獣保護管理に関する事項

的	理	計	画	に	變	5
3	八	鳥獸の生息の状況の調査に関する事項	九	鳥獸保護管理事業の実施体制に関する事項	4	鳥獸保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獸保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獸保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
4	都道府県知事は、鳥獸保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならぬ。	5	都道府県知事は、鳥獸保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、運営費、人	い	計	理

又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表せらるよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

第五条 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。
(国の援助)

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要

（第一種特定鳥獸保護計画）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣）について、鳥獣保護令による保護を命ぜ得る。

息を陥ぐ）がある場合において、当該鳥獸の生息状況その他の必要がある勘定として該鳥獸の保護を図るために必要があると認めるとき（当該鳥獸（以下「第一重寺尾鳥獸」という。）

の保護に関する計画（以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

用に
げる事項を定めるものとする。
一 第一種特定鳥獣の種類
二 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間

第三 第一種特定鳥獸の保護が行われるべき区域
第一種特定鳥獸の生息数の適正な水準及び
生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獸の

成鳥の保護の目標は、その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項、第一種特定鳥獣保護計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、第一種特定鳥獣の保護

9
13 かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところによつて、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

10
11 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」といふ。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

12 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他の関係者から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

13 第一項の許可を受けた者は、発見し、又は回復した許可証又は従事者証を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

14 一次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。

二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。

三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したときは、

第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する獵具（環境省令で定めるものに限る。）ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を表示しなければならない。

第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

14
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十一条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護事業等としてするとき、又は同法第五十四条规定により国機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しない。
(許可に係る措置命令等)

第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 鳥獣の保護のため必要があると認めること。

二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。

三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく处分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。

(狩猟鳥獣の捕獲等)

第十二条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他、生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道

府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獸（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獸に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獸に限る。）の捕獲等をすることができる。

一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従つて、次に掲げる狩猟鳥獸の捕獲等をすること。

二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従つて、次に掲げる狩猟鳥獸の捕獲等をすること。

イ 法定獵法以外の獵法による狩猟鳥獸の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獸の捕獲等

3 第三条第三項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。

（対象狩猟鳥獸の捕獲等の禁止又は制限）

第四十一条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獸がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 一区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獸の捕獲等を禁止すること。

二 一区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獸の捕獲等の数を制限すること。

三 当該対象狩猟鳥獸の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき獵法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獸のある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

5 前二項の場合において、第一項第二号に掲げる制限をするために必要があると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、当該対象狩猟鳥獸の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。

5 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

（環境省令で定める鳥獸の捕獲等）

7 第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獸若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、第九条第二項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等をすることができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

（第二種特定鳥獸に係る特例）

8 第十四条 都道府県知事は、第二種特定鳥獸が狩猟鳥獸である場合において、当該第二種特定鳥獸に係る第二種特定鳥獸管理計画の達成を図るために特に必要があると認めるときは、第三十四条第一項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該第二種特定鳥獸に関して、捕獲等をることができる区域を指定することができる。

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獸が狩猟鳥獸であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獸に係る第二種特定鳥獸管理計画の達成を図るために必要があると認めるとときは、当該第二種特定鳥獸に關し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 都道府県知事は、第二種特定鳥獸が狩猟鳥獸である場合において、当該第二種特定鳥獸に係る第二種特定鳥獸管理計画の達成を図るために必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内で、環境大臣が当該第二種特定鳥獸に関

い事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間は更新されたときは、その認定の有効期間は、從前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十八条の三、第十八条の四（第一号を除く。）及び第十八条の五の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十八条の三第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。（名称の使用制限）

第十九条の九 認定鳥獣捕獲等事業者でない者は、認定鳥獣捕獲等事業者といふ名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。（認定の失効等）

第十八条の十 第十八条の二の認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けなかつたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき）は、その効力を失う。

2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定又は第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けたとき。

三 第十八条の四第一号に該当するとき。

都道府県知事は、第一項の規定により第十八条の二の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、その者に通知するとともに、公示しなければならない。

第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制

（飼養の登録）

第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けたて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の

鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

2 前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をし、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録の有効期間は、登録の日から一年とする。

5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣（第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができます。

6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを作成し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。（登録票の返納等）

第二十条 登録鳥獣の譲渡し若しくは譲受け又は登録票とともにしなければならない。（譲渡し等）

2 登録票は、その登録票に係る登録鳥獣とともにしない。

3 登録鳥獣の譲受け又は引受け（以下この節においては、「譲渡し等」という。）は、当該登録鳥獣に係る登録票とともにしなければならない。

（登録鳥獣及び登録票の管理等）

第二十一条 登録鳥獣の譲渡し若しくは譲受け又は登録票とともにしなければならない。（譲渡し等）

2 登録票は、その登録票に係る登録鳥獣とともにしない。

3 登録鳥獣の譲受け又は引受けをしてはならない。

（登録鳥獣及び登録票の管理等）

第二十二条 都道府県知事は、第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣

以外の鳥獣を飼養した者に対し、当該違反に登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。

2 第十九条第六項の規定は、盜難その他の事由により登録鳥獣を亡失したことによつて前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときには、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて准用する。

5 都道府県知事は、第一項の許可を受けたときには、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、販売許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、販売禁止鳥獣等の販売をするときは、販売許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

8 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、販売許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した販売許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

9 第一項の規定により許可が取り消されたときは、この限りでない。

10 第一項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

二 第三項の規定により定められた有効期間が受けた後において亡失した販売許可証を発見し、又は回復したとき。

三 第六項の規定により販売許可証の再交付を受けた後において亡失した販売許可証を発見し、又は回復したとき。

4 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は、同条に規定する鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することとその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者は、販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けて販売する場合にあつて環境省令で定めるもの（次条において「販売禁止鳥獣等」という。）は、販売してはならない。

6 第二十三条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣（その加工品であつて環境省令で定めるもの及び繁殖したものである）又は鳥類の卵であつて環境省令で定めるもの（次条において「販売禁止鳥獣等」という。）は、販売してはならない。

7 第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他の環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第十一項において準用する環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

9 第十九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

10 第十九条第二項の規定があつたときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

11 第十九条第二項の規定は、第一項の許可を受けようとする者について準用する。

（販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。）

二 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。

三 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。）

二 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。

獸の繁殖施設の設置その他の事業であつて環境省令で定めるものをいう。以下同じ。) を実施するものとする。

環境大臣以外の国の機関は、国指定鳥獣保護区における保全事業を実施しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

地方公共団体は、次に掲げる場合にあつては、
環境大臣と協議してその同意を得、それ以外の

環境大臣は協議してその同意を得、それ以外の場合は、あつては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獸

の捕獲等をするとき。

知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあっては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。

都道府県が第一項の規定による保全事業を実施する場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
第一項、第三項及び第四項の規定により保全事業として実施する行為については、第八条、第十六条第一項及び第一項並びに次条第七項の規定は、適用しない。

(特別保護地区) 篠原大臣又は都道府県知事は、それ

第十九條 球境大目又以都道府縣知事以各村

それ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣

の生息地の保護を図るために必要があると認

ある区域を特別保護地区として指定する二七三

めの区域を特別保護地区として指定することが
示す。

卷之三

特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地

図が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内にお

いて環境大臣又は都道府県知事が定める期間と

する。

畢竟大臣又は郡首守県印事共、鳥状の主恩の

瓊境大臣又は都道府県知事は、魚鱈の生息の

状況の変化その他の事情の変化により第一項の

規定による指定の必要がなくなつたと認めると

其、又はその指定を継続する二社が適当でない

さ
て
い
の
指
定
を
絶
対
に
不
可
能
と
考
え
て
お
る
が
道
理
だ
い

と認めるときは、その指定を解除しなければならない。

第二項の規定は第一項の規定による指定の変更により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第五十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第五十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第五十五条第二項中「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第五十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区的名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区的保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第五十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場

合にあつては、特別保護地区の区域を拡張するときには、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区的区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）においては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）においては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区においては環境大臣が、都道府県知事がそれ定特別保護地区においては都道府県知事がそれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 水面を埋め立て、又は干拓すること。

三 木竹を伐採すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区においては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区においては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

5 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区においては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区においては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。

6 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。

一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

7 環境大臣又は都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

前条第七項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしてている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者若しくは同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの人々から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を行らしめ、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを実行させることができる。この場合における場合は、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（実地調査）

第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項若しくは第七項第四号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入りさせてることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十二条 国は国指定鳥獣保護区について、都道府県知事は都道府県指定鳥獣保護区について、第二十八条第十一項の規定により施設を設置されたため、第二十九条第七項の許可を受けることができないため、又は同条第十項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事にその請求をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過するまでの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

(国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区との関係)

第三十三条 都道府県指定鳥獣保護区の区域の全部又は一部について国指定鳥獣保護区が指定されたときは、当該都道府県指定鳥獣保護区は、第二十八条第二項並びに同条第九項及び第十項において準用する第十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除されたときは、当該都道府県指定鳥獣保護区は、第二十八条第二項並びに同条第九項及び第十項において準用する第十五条第二項及び第三項の規定にかかるべきものとみなす。

(休獣区の指定)

第三十四条 都道府県知事は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その生息数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。

2 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。

(休獣区)

4 第一項の規定による指定期定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 都道府県知事は、休獣区の指定をしたときは、当該休獣区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

6 前項の標識に關し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を參照して、都道府県の条例で定める。

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防

(特定獵具使用禁止区域等)

第三十五条 都道府県知事は、銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定獵具」という。）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定獵具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定獵具の種類ごとに、特定獵具使用禁止区域又は特定獵具使用制限区域として指定することができる。

2 特定獵具使用禁止区域内においては、当該区域に係る特定獵具を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者若しくは従事者がその許可に係る捕獲等をする場合又は許可不要者が国内希少野生動植物種等に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

3 特定獵具使用制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けないで、当該区域に係る特定獵具を使用した鳥獣の捕獲等（以下「承認対象捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者若しくは従事者がその許可に係る捕獲等をする場合又は許可不要者が国内希少野生動植物種等に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

4 前項の承認（以下この条において単に「承認」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に承認の申請をしなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る承認対象捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしない場合は、この限りでない。

6 環境大臣は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

7 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

8 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときあるとき。

9 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときあるとき。

10 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、承認証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した承認証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

11 第十二項において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定により承認が取り消されたとき。

12 第二項において読み替えて準用する第二十二条において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定により承認が取り消されたとき。

6 承認は、承認対象捕獲等をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。

7 都道府県知事は、承認をする場合において、危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため必要なと認めるときは、承認に条件を付することができる。

8 承認を受けた者は、その者が第十二項において読み替えて準用する第二十四条第五項の承認証（以下単に「承認証」という。）を亡失し、又は承認証が滅失したときは、環境省令で定めることとなるにより、都道府県知事に申請をして、承認証の再交付を受けることができる。

9 承認を受けた者は、特定獵具使用制限区域内において承認対象捕獲等をするときは、承認証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

10 承認を受けた者は、次に各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、承認証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した承認証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

11 第二項において読み替えて準用する第二十二条において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定により承認が取り消されたとき。

12 第二項において読み替えて準用する第二十二条において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定により承認が取り消されたとき。

13 「承認証」と、同条第十項中「前項に規定する」とあるのは「第三十五条第十一項各号に掲げる」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定獵具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

14 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

15 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

16 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

17 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

18 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

19 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

20 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

21 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

22 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

23 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

24 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

25 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

26 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

27 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

28 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

29 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

30 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

31 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

32 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

33 爆発物、劇薬、毒薬を使用する獵法（以下「危険獵法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、危険獣法許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した危険獣法許可証）を、環境大臣に返納しなければならない。

一 第十一項の規定により許可が取り消されたとき。

二 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

三 第七項の規定により危険獣法許可証の再交付を受けた後において亡失した危険獣法許可証を発見し、又は回復したとき。

10 環境大臣は、第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獸の捕獲等をした者又は第五項の規定により付された条件に違反した者に対して、危険の予防のため必要があると認めるときは、鳥獸の捕獲等をする場所を変更することその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（銃獵の制限）

11 環境大臣は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく处分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第二章 第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獸の捕獲等（以下「銃獵」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃獵をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉酔銃を使用した鳥獸の捕獲等（以下「麻醉酔銃」という。）をする場合は、この限りでない。

3 彈丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かつて、銃獵をしてはならない。

（住居集合地域等における麻醉酔銃の許可）

第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獸による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉酔銃をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る麻醉銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 麻醉銃猟の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

三 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

4 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、麻醉銃猟許可証を交付しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者は、その者が前項の第一項の許可を受けた者は、その者に「麻醉銃猟許可証」という。を失し、又は麻醉銃猟許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、麻醉銃猟許可証の再交付を受けることができる。

7 第一項の許可を受けた者は、その者に「麻醉銃猟許可証」という。を失し、又は麻醉銃猟許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、麻醉銃猟許可証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、麻醉銃猟をするときは、麻醉銃猟許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、麻醉銃猟許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した麻醉銃猟許可証)を、都道府県知事に返納しなければならない。

10 第十一項の規定により許可が取り消されたとき。

二 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

三 第七項の規定により麻醉銃猟許可証の再交付を受けた後において亡失した麻醉銃猟許可証を発見し、又は回復したとき。

都道府県知事は、第一項の規定に違反して許可を受けないで麻酔銃猟をした者又は第五項の付を受けた後において亡失した麻醉銃猟許可証を発見し、又は回復したとき。

<p>第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならない。</p> <p>狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。</p> <p>次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獸の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならぬ。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十二条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。</p> <p>一、網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者</p> <p>二、精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかるている者</p> <p>三、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>四、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）</p>
<p>第二節 狩猟免許</p> <p>（狩猟免許）</p>	<p>11 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者は、都道府県規定により付された条件に違反した者に対し、危険の予防のため必要があると認めるときは、麻醉銃猟をする場所を変更することその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>

五　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から三年を経過しない者

六　第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

(狩猟免許の申請)

第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。

(狩猟免許の条件)

第四十二条 管轄都道府県知事は、狩猟の適正化を図るため必要があると認めるときは、狩猟免許に、その狩猟免許に係る者の身体の状態に応じ、その者がすることができる獵法の種類を限定し、その他狩猟をするについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(狩猟免状の交付)

第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免状を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)

第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。

2 第五十五条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。

(狩猟免状の記載事項)

第四十五条 狩猟免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 狩猟免状の番号
- 二 狩猟免許の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の末日

三 狩猟免許の種類

四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

2 管轄都道府県知事は、前項に規定するもののほか、狩猟免許を受けた者について、第四十二条の規定により、狩猟免許に条件を付し、又は狩猟免許に付されている条件を変更したときは、その者の狩猟免状に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

(狩猟免状の記載事項の変更の届出等)

(狩猟免許の更新)

省令で定めるところにより、狩猟免状（第三号）の場合にあつては、発見し、又は回復した狩猟免状を、管轄都道府県知事に返納しなければならない。

都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免状にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 狩猟免許を受けた者は、狩猟免状を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請して、狩猟免状の再交付を受けることができる。

(受験資格)

第四十七条 第四十一条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

(狩猟免許試験の方法)

第四十八条 狩猟免許試験は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う。

一 狩猟について必要な適性

二 狩猟について必要な技能

三 狩猟について必要な知識

(狩猟免許試験の免除)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対する対応は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許試験を受けようとすることができる。

一 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするもの

二 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、第五十一条第三項の狩猟免許の有効期間の更新を受けなかつた者

(狩猟免許試験の停止等)

第五十条 管轄都道府県知事は、不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対する対応は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該狩猟免許試験に係る狩猟免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3 管轄都道府県知事は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて、狩猟免許試験を受けることができないものとすることができる。

(狩猟免許の返納)

第五十四条 狩猟免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境

3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(狩猟者登録の拒否)

第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二 狩猟免許が失効したとき。

三 第四十六条第二項の規定により狩猟免状の再交付を受けた後において亡失した狩猟免状を発見し、又は回復したとき。

(第三節 狩猟者登録)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）に登録を受けなければならない。

二 第五十二条第二項の規定により狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新を受けなければならない。

三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていなければならぬ。

(狩猟者登録の制限)

第五十九条 登録都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができる。

(狩猟者登録証等)

第六十条 登録都道府県知事は、狩猟者登録をしたときは、申請者に、環境省令で定めるところにより、狩猟者登録証及び狩猟者登録を受けたことを示す記章（以下「狩猟者記章」という。）を交付する。

(狩猟者登録の変更の登録等)

第六十一条 登録都道府県知事は、第五十六条第一号及び第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、登録都道府県知事の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録（以下単に「変更登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(狩猟者登録の実施)

第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。

一 前条各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 住所、氏名及び生年月日

四 その他環境省令で定める事項

(狩猟者登録の実施)

第五十八条 登録都道府県知事は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。

一 前条各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 第五十五条第二項及び第五十六条から第五十八条までの規定は、変更登録について準用する。この場合において、第五十六条第一項に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と、第五十八条第一項中「狩猟者登録を受けようとする者が次の各号」とあるのは、「変更登録に係る狩猟者登録を受けようとする者が次の各号」と読み替えるものとする。

4 狩猟者登録を受けた者は、第五十六条第三号及び第四号に掲げる事項に変更を生じたとき

は、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、登録都道府県知事に届け出なければならない。その届出があった場合には、登録都道府県知事は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

第五十五条 狩猟者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、狩猟者登録証（以下単に「狩猟者登録証」という。）又は狩猟者記章を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に申請して、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を受けることができる。

（狩猟者登録証の携帯及び提示義務等）

第五十六条 狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（狩猟者登録の抹消）

第五十七条 狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、その使用する道具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

（狩猟者登録の抹消）

第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該狩猟者登録を抹消しなければならない。

一 狩猟免許が取り消されたとき。

二 狩猟免許の効力が停止されたとき。

三 狩猟免許が失効したとき。

四 次条の規定により登録が取り消されたとき。

（狩猟者登録の取消し等）

第五十九条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、登録を取り消し、又は六月を超えない期間を定めてその狩猟者登録又は一部の効力を停止することができる。

一 不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき。

二 第五十八条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（狩猟者登録証等の返納）

第六十条 狩猟者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、狩猟者登録証又は狩猟者記章（第三号の場合については、発見し、又は回復した狩猟者登録証又は狩猟者記章）を、登録都道府県知事に返納しなければならない。

一 狩猟者登録が抹消されたとき。

二 狩猟者登録の有効期間が満了したとき。

三 第六十一条第五項の規定により狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を受けた後において亡失した狩猟者登録証又は狩猟者記章を見し、又は回復したとき。

（報告義務）

第六十二条 狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その狩猟者登録に係る狩猟の結果を登録都道府県知事に報告しなければならない。

（狩猟者登録の通知）

第六十三条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、その使用する道具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

第六十四条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、登録を取り消し、又は六月を超えない期間を定めてその狩猟者登録又は一部の効力を停止することができる。

一 不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき。

二 第五十八条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（獵区の認可）

第六十五条 狩猟鳥獸の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために、一定の区域において放鳥獸、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域（以下「獵区」という。）における狩猟の実施の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

（獵区の名称）

第六十六条 狩猟者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録都道府県知事にその旨を通知するものとする。

1 獵区の認可

2 獵区の存続期間

3 獵区の名称

（獵区の認可）

第六十七条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者は、当該狩猟者登録をした者に係る管轄都道府県知事に、その旨を通知するものとする。

（獵区の存続期間）

第六十八条 狩猟鳥獸の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために、一定の区域において放鳥獸、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域（以下「獵区」という。）における狩猟の実施の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

（獵区の名称）

第六十九条 前条第一項の規定による認可を申請すればならない。

（報告義務）

第七十条 狩猟者登録を受けた者は、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項を公示しなければならない。

（獵区の認可）

第七十一条 都道府県知事は、第六十八条第一項の規定による認可をするときは、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項を公示しなければならない。

（獵区の存続期間）

第七十二条 狩猟区設定者は、獵区管理規程を変更する場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

（獵区の名称）

第七十三条 国は、その設定した獵区内における鳥獸をする狩猟鳥獸の種類

（獵区の管理）

第七十四条 獵区においては、獵区設定者の承認を得なければ、狩猟又は第九条第一項の規定による鳥獸の捕獲等をしてはならない。

（獵区に係る特例）

第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、認定鳥獸捕獲等事業者、鳥獸（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は獵区設定者に対し、その行為の実施状況その他

獵区」という。）にあつては、その旨及び放鳥獸をする狩猟鳥獸の種類

要があると認めるときは、獵区の認可を取り消すことができる。

2 第七十一条第一項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獸の捕獲等の調整の必要の有無、第二種特定鳥獸管理計画に係る第二種特定鳥獸の管理に及ぼす影響度その他の事情を考慮して、これをしない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする者は、あらかじめ、獵区における狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟の管理について当該区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

（獵区の管理）

5 その他政令で定める事項

3 獵区の存続期間は、十年を超えることができない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする者は、あらかじめ、獵区における狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟の管理について当該区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

5 その他政令で定める事項

必要な事項について報告を求めることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休獵区、獵区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。

度において、その職員は認定鳥獣捕獲等事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、認定鳥獣捕獲等事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公務所等への照会)
第七十五条の二 環境大臣及び都道府県知事は、
ならない。

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私 の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(取締りに従事する職員)

適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員であつてその所属する都道府県の知事がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したもののは、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

十五条第十項、第二十五条第六項、第三十条第一項若しくは第二項、第三十七条第十項又は第七十五条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行いう職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、前項の職員に關し必要な事項は、政令で定める。

(鳥獸保護管理員)

第七十八条 鳥獸保護管理事業の実施に關する事務を補助させるため、都道府県に鳥獸保護管理員を置くことができる。

2 鳥獸保護管理員は、非常勤とする。

(調査)

第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獸の生息の状況、その生息地の状況、鳥獸による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獸保護管理事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。
(環境大臣の指示等)

第七十九条 環境大臣は、鳥獸の生息数が著しく減少しているとき、その他鳥獸の保護を図るために緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第九条第一項又は第二十四条第一項の許可に關する事務

二 第十四条第二項の規定による延長に關する事務

三 第十四条第三項の規定による禁止又は制限の解除に關する事務

四 第十九条第一項の規定による登録に關する事務

都道府県知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の条例で定めるところにより、第九条第一項、第十九条第一項又は第二十四条第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理する場合において、鳥獸の保護を図るために必要があると認めるときは、当該市町村に對し、当該事務に必要な指示をすることができる。

第八十条(適用除外) この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獸又は他の法令により捕獲等について適切な保護若しくは管理がなされている鳥獸であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。

二 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

(権限の委任)

第八十一条(権限) この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合は、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(環境省令への委任)

第八十二条(法律の施行) この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第六章 罰則

第八十三条(罰金) 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反して狩猟鳥獸以外の鳥獸の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者(許可不要者を除く。)

二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間(第十一条第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。)外の期間に狩猟鳥獸の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。)

三 第十四条第一項の規定により指定された区域においてその区域に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をし、又は同条第二項の規定により延長された期間においてその延長の期間に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。)

四 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十一条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条规定に違反した者

五 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をした者

六 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けた者

三 第一項第一号から第二号の二まで、第四号及び第五号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によつて捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没收する。

2 前項第一号から第二号の二まで、第四号（第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。）及び第五号の未遂罪は、罰する。

一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された条件に違反した者

二 許可証若しくは従事者証、危険獣法許可証、麻醉銃獵許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させた者

三 他人の許可証若しくは従事者証、危険獣法許可証、麻醉銃獵許可証又は狩猟者登録証を使用した者

四 第十二条第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限（第十四条第三項の規定によりその一部が解除されたものを含む。）又は第十二条第三項の規定による制限に違反した者

五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五項若しくは第六项、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反した者

六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二条第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定によつて命令に違反した者

七 第十九条第一項の規定に違反して登録を受

た者 前項第四号及び第五号（第十五条第四項又は

罪は、罰する。

五十万円以下の罰金に処する。

二　より付された条件に違反した者
第一七条の規定に違反して占有者の承諾を

得ないで鳥獸の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者

四 第二十九条第三項の規定による届出をした者
又は虚偽の届出をした者

五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事の規定に違反した者

六 指定議去許可正、反対許可正又は承認正を
が付し 著しくは変更した条件は違反して猶
猶をした者

他人に使用させた者
七 他人の指定猶法許可証、販売許可証又は承

2 認証を使用した者 前項第二号の罪は、第十七条の占有者の告訴

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第十八条

若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十
五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八

項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一

項目は第六十五条の規定に違反した者

二 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五
た者

三 第一五二三項（第二一、三四、一項）
条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは

附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第二条第三項、第十三條第一項、第六十一条第一項及び第八十条第一項の環境省令の制

旧免狀	甲種狩獵免狀	乙種狩獵免狀	丙種狩獵免狀
新免狀	網・わな獵免許に係る狩獵免狀	第一種銃獵免許に係る狩獵免狀	第二種銃獵免許に係る狩獵免狀
旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者又は旧法第八条第二項の規定により狩獵免許を取り消された日から起算して三年を経過しない者	舊免狀	舊免狀	舊免狀
その取消しの日から起算して三年を経過しない者(旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反した者に限る)に係る新法第四十条第五号又は第六号の規定の適用については、同条第五号中「この法律」とあるのは「改正前の鳥獸保護と狩獵二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)」と、同条第六	舊免狀	舊免狀	舊免狀

(狩獵免許に関する経過措置) 第五項 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる狩獵免状(以下「旧免状」という。)を交付されている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)にそれぞれ新法第四十三条の規定により同表の下欄に掲げる狩獵免状(以下「新免状」という。)を交付さしとめとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第一項ノ三
護及狩猟ニ関する法律（以下「旧法」という。）
第一条ノ二第一項の規定によりたてられてゐる
鳥獸保護事業計画は、改正後の鳥獸の保護及び
狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」とい
う。）第四条第一項の規定により定められた鳥
獸保護事業計画とみなす。

第四条 特定鳥獸保護管理計画に関する経過措置

第四条 この法律の施行の際現に旧法第一項ノ三
第一項の規定によりたてられてゐる特定鳥獸保
護管理計画は、新法第七条第一項の規定により
定められると特定鳥獸保護管理計画とみなす。

5
旧法第八条第二項の規定により狩獵免許の効力を停止された者は、施行日に新法第五十二条第二項の規定により狩獵免許の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該狩獵免許の効力を停止されたものとみなされる者に係る狩獵免許の効力を停止される期間は、同日におけるその者に係る旧法第八条第二項の規定により効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

（鳥獣保護区に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第一項の規定により設定されている鳥獣保護区は、新法第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第二項の規定により設けられている施設は、新法第二十八条第一項の規定により設けられた施設とみなす。

旧免許	甲種狩猟免許	乙種狩猟免許	丙種狩猟免許
	新免許	網・わな猟免許	第一種銃猟免許
	第二種銃猟免許		

号中「第五十二条第二項第一号」とあるのは「旧法第八条第二項（旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反した者に限る。）」とする。
この法律の施行の際現に旧法第七条第四項の規定により次の表の上欄に掲げる狩猟免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、施行日にそれぞれ新法第三十九条第三項の規定により同表の下欄に掲げる狩猟免許（以下「新免許」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四条第一項の規定にかかるわらず、同日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第三項の規定により指定されている特別保護地区は、新法第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第七項の規定により付されている条件は、新法第二十九条第十項の規定により付された条件とみなす。

(休猟区に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第九条の規定により設定されている条件は、新法第三十四条第一項の規定により指定された休猟区とみなす。

(銃猟禁止区域又は銃猟制限区域に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十条の規定により設けられている銃猟禁止区域又は銃猟制限区域は、それぞれ新法第三十五条第一項の規定により指定された銃猟禁止区域又は銃猟制限区域とみなす。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第九条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、同日におけるその者に係る旧法第十二条第一項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十二条第三項の規定により交付されている許可証又は従事者証は、新法第九条第七項又は第八項の規定により交付された許可証又は従事者証とみなす。

(鳥獣の飼養の許可に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第十九条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定により発行されている飼養許可証は、新法第九条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

(鳥獣の販売の許可に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第十九条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(猟区に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一項の規定により認可を受けている猟区は、当該認可を受けたものとみなされる猟区の存続期間は、同日における当該猟区に係る旧法第十四条第七項の存続期間と同一の期間とする。

2 施行日前に旧法第十四条第八項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第七十条第一項の規定によりされた公示とみなす。

3 旧法第十八条の規定による猟区設定者の承認は、新法第七十四条第一項の規定による猟区設定者の承認とみなす。

(占有者の承諾に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第三十七条第一項の許可を受けたものとみなし。

(危険猟法の許可に関する経過措置)

第十四条 旧法第十七条の規定による占有者の承諾は、新法第十七条の規定による占有者の承諾とみなす。

(適法捕獲等証明書に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十条ノ一第一項の規定により発行されている証明書は、新法第二十五条第三項の規定により交付された適法捕獲等証明書とみなす。

(取締りに従事する職員に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に旧法第二十条ノ四の規定により指名されている者は、新法第七十六条の規定により指名されたものとみなす。

(鳥獣保護員に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に旧法第二十条ノ五第一項の規定により置かれていた鳥獣保護員は、新法第七十八条第一項の規定により置かれたものとみなす。

(旧法の規定に基づく手続の効力)

第十八条 この法律の施行前に旧法の規定により環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後は、新法の相当規定に基づいて、所要の経過措置(罰則に関する経過措置)を定めることができる。

づいて、環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、この法律の施行前に旧法の規定により環境大臣又は都道府県知事がした許可を受けていたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされる猟区の存続期間は、同日における当該猟区に係る旧法第十四条第七項の存続期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行前に旧法の規定により環境大臣又は都道府県知事に対し報告、届出、提出その他手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この附則に別段の定めがあるもののを除き、この法律の施行後は、これを、新法の相当規定により環境大臣又は都道府県知事に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置)を定めることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十二条の規定により交付されている旧免許に付されている条件は、新免許に付された条件とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第四十三条の規定により交付された条件とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十二条の規定により旧免許に付された条件は、新免許に付されたものとみなす。

4 旧法第五十二条第二項第一号の規定により旧免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者については、新免許を新法第四十

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第九条第十二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第九条第一項の許可を受けた者又はその従事者について適用し、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の許可を受けている者又はその従事者については、適用しない。

(鳥獣の輸入の規制に関する経過措置)

第三条 新法第二十六条第二項から第七項までの規定は、施行日以後に輸入された鳥獣について適用し、施行日前に輸入された鳥獣については、適用しない。

(鳥獣禁止区域等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項の規定により指定されている銃猟禁止区域又は銃猟制限区域は、それぞれ新法第三十五条第一項の規定による銃器を特定猟具の種類として指定された特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域とみなす。

(狩猟免許に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三十九条第三項の規定による網・わな猟免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、施行日に新法第三十九条第三項の規定による網猟免許及びわな猟免許(以下「新免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四条第一項の規定にかかるわらず、施行日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十二条の規定により旧免許に付された条件は、新免許に付されたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置)を定めることができる。

4 旧法第五十二条第二項第一号の規定により旧免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者については、新免許を新法第四十

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第九条第十二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第九条第一項の許可を受けた者又はその従事者について適用し、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の許可を受けている者又はその従事者については、適用しない。

(鳥獣の輸入の規制に関する経過措置)

第三条 新法第二十六条第二項から第七項までの規定は、施行日以後に輸入された鳥獣について適用し、施行日前に輸入された鳥獣については、適用しない。

(鳥獣禁止区域等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項の規定により指定されている銃猟禁止区域又は銃猟制限区域は、それぞれ新法第三十五条第一項の規定による銃器を特定猟具の種類として指定された特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域とみなす。

(狩猟免許に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三十九条第三項の規定による網・わな猟免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、施行日に新法第三十九条第三項の規定による網猟免許及びわな猟免許(以下「新免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四条第一項の規定にかかるわらず、施行日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十二条の規定により旧免許に付された条件は、新免許に付されたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置)を定めることができる。

4 旧法第五十二条第二項第一号の規定により旧免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者については、新免許を新法第四十

七号) 附 則 (平成一八年六月一四日法律第六

正後の鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条第十四項ただし書（同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第十五条第十四項ただし書の規定は、適用しない。

この法律の施行前に第百八十七条の規定による改正前の鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第二十八条第四項（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が公告した場合における公衆の縱覽に供する期間については、第百八十七条の規定による改正後の鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第二十八条第四項（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の九条规定において規定にかかるず、なお従前の例による。

第一百八十七条の規定（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第二十二条四条及び第三十五条）

第一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条
の規定 公布の日
附 則 (平成二五年六月一四日法律第四
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条(次号に掲げる改正規定を除く。)
、第五十条(同号に掲げる改正規定を除く。)
、第五十四条(港湾法第五十条の三第三項の改正規定を除く。)、第五十七条及び第七十一条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正(半分強告置)

施行する。ただし、第七十五条の次に一条を
える改正規定並びに次条から附則第六条まで
び附則第十七条の規定は、公布の日から施行
する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の鳥獣の保護及
管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以
「新法」という。）第一条第七項の環境省令の規
定又は変更及びこれらに関し必要な手続その
の行為は、この法律の施行前においても、同々
第十項の規定の例により行うことができる。

第三条 環境大臣は、この法律の施行前において
も、新法第三条の規定の例により、鳥獣の保
護及び管理を図るための事業（次条第一項にお
いて「鳥獣保護管理事業」という。）を実施す
ための基本的な指針（次項において「基本指
針」という。）を定めることができる。この指
針において、環境大臣は、この法律の施行前

第六条 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第七条の二の規定の例により、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）の管理に関する計画（次項において「計画」という。）を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表するとともに、環境大臣に報告することができる。

第二項 前項の規定により定められた計画は、施行日において新法第七条の二の規定により定められたものとみなす。

（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する

改正作成は開く。法律第三十一条及び第三十五条の規定による改正規定に限る。(以下この項において同じ)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第八十一条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条第七項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第三十四条第五項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。)の標識の寸法については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 第七十四条の規定（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第七十四条の規定による改正前の鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第二十九条第四項において読み替えて準用する同法第十二条第四項の規定により都道府県知事がしてゐる協議の申出（特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合に限る。）は、第七十四条の規定による改正後の鳥獸の保護及

おいても、新法第三条の規定の例により、
を公表することができる。
第四条 都道府県知事は、この法律の施行前に
前項の規定により定められた基本指針は、
の法律の施行の日（以下「施行日」という。）
において新法第三条の規定により定められたた
のとみなす。

法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の許可を受けている者は、施行日に新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第九条第一項の許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
(指定獣法禁止区域に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定による指定をされている指定獣法禁止区域は、新法第十五条第一項の規定による指定をされた指定獣法禁止区域とみなす。この規定において、当該指定をされたものとみなされ

規定にあつては、当該規定。以下この条において「規定」として同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

び狩獵の適正化に関する法律第二十九条第四項において読み替えて準用する同法第十二条第四項の規定によりされた届出とみなす。
(罰則に関する経過措置)

ができる。
2 前項の規定により定められた計画は、施行において新法第四条の規定により定められたものとみなす。

る指定獣法禁止区域の存続期間は、施行日における当該指定獣法禁止区域に係る旧法第十五各条第二項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧法第十五条第四項に該当する者には、施行日ごとに新規の許可書の交付を受ける。

(政令への委任)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小していく

法第十五条第四項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受ける

の法律の施行に関する必要な経過措置（賃賃法に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

鳥獸（希少鳥獸を除く）の保護に関する計画（次項において「計画」という。）を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、この法律の施行前においても、同条の規定

たものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第十五各項ただし書の許可の有効期間の残存期間と

第一項 本件の去津は、公布の日から起算して二月
(施行期日)

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四
六号）少

の例により、これを公表するとともに、環境大臣に報告することができる。

同一の期間とする。
（名称の使用制限に関する経過措置）

当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

2 目に轉ずることができる。
前項の規定により定められた計画は、施行において新法第七条の規定により定められたのとみなす。

第九条 この法律の施行の際現に認定鳥獣捕獲等事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新法第十八条の九

の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第二十四条第一項の許可を受けている者は、施行日に新法第二十四条第一項の許可を受けたものとみなす。

この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第二十四条第一項の許可の有効期間と同一の期間とする。

(鳥獣保護区に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第二十八条第一項の規定による指定をされている鳥獣保護区(旧法附則第六条第一項の規定により旧法第二十八条第一項の規定による指定をされた鳥獣保護区とみなされたものを含む。)は、新法第二十八条第一項の規定による指定をされた鳥獣保護区とみなす。

この場合において、当該指定されたものとみなされる鳥獣保護区の存続期間は、施行日における当該鳥獣保護区に係る旧法第二十八条第七項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧法第二十八条の二第一項、第三項又は第四項の規定により実施されている保全事業は、新法第二十八条の二第一項、第三項又は第四項の規定により実施されている保全事業とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第二十九条第一項の規定による指定をされている特別保護地区(旧法附則第六条第三項の規定により旧法第二十九条第一項の規定による指定をされた特別保護地区とみなされたものを含む。)は、新法第十九条第一項の規定による指定をされた特別保護地区とみなす。

この場合において、当該指定されたものとみなされる特別保護地区の存続期間は、施行日における当該特別保護地区に係る旧法第二十九条第二項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

(獵区に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行の際現に旧法第六十八条第一項の認可を受けている獵区は、施行日における当該獵区に係る旧法第六十八条第一項第三号の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に旧法第七十八条第一項の規定により置かれていた鳥獣保護員(旧法附則第十七条の規定により同項の鳥獣保護員とみなされたものを含む。)は、新法第七十八条第一項の規定により置かれた鳥獣保護管理員とみなす。

(鳥獣保護員に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前に旧法(第三条、第四条及び第七条を除く。以下この条において同じ。)の規定により環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後は、新法の相当規定に基づいて、環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされてい

いる許可の申請その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法の規定により環境大臣又は都道府県知事に対し報告、届出、提出その他他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行前にその手續がされていないものについては、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後は、これを、新法の相当規定により環境大臣又は都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に旧法第七十四条第一項の承認を得ている者は、施行日に新法第七十条第一項の承認を得たものとみなす。

四条第一項の承認を得たものとみなす。

(取締りに従事する職員に関する経過措置)

この法律の施行の際現に旧法第七十六条第一項の規定による指名をされている者(旧法附則第十六条の規定により旧法第七十六条の規定に

ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(取締りに従事する職員に関する経過措置)

この法律の施行の際現に旧法第七十六条第一項の規定による指名をされた者とみなされたものを含む。)

は、新法第七十六条の規定による指名をされたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第一項の規定による指定をされた特別保護地区(旧法附則第六条第三項の規定により旧法第二十九条第一項の規定による指定をされた特別保護地区とみなされたものを含む。)は、新法第十九条第一項の規定による指定をされた特別保護地区とみなす。

この場合において、当該指定されたものとみなされる特別保護地区の存続期間は、施行日における当該特別保護地区に係る旧法第二十九条第二項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧法第二十九条の二第一項、第三項又は第四項の規定により実施されている保全事業は、新法第二十九条の二第一項、第三項又は第四項の規定により実施されている保全事業とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第二十九条の二第一項、第三項又は第四項の規定により実施されている保全事業とみなす。

（検討）
第十八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日